

北海道告示第10236号

北海道が令和元年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和元年7月16日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 航空機関連分野参入促進・人材育成事業補助金 北海道内の企業が航空機関連分野に参入等するために係る人材育成に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	道内に主たる事務所又は事業所を有し、地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道企画提案において、支援対象とする先進的ものづくり産業分野の指定主要業種、指定関連業種の事業者であること	補助事業者が航空機関連分野への参入促進や取引拡大等を図るため、道外大手航空機関連企業等への研修派遣等に要する経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
2 事業化資金貸付事業貸倒引当金補助金 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施している事業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に対し、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施している事業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に要する経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
3 炭鉱保安確保設備整備事業 国の「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。	道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」による海外研修生の受け入れを行う石炭会社	次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1) 集中監視装置 (2) 救命機器 (3) 坑内冷房装置 (4) 帯電防止加工品 (5) 保安専用計測機器 (6) 坑内移動式集じん装置 (7) 仕繰拡大専用機器 (8) 特殊防じんマスク (9) 高照度安全電灯 (10) 不燃化・難燃化専用機器 (11) 岸壁注入装置 (12) 非常用排水ポンプ (13) 難燃性コンベアベルト (14) 救護隊用機器 (15) 坑道維持資材 (16) 用排水設備等	2分の1以内	経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

<p>4 坑内採炭設備整備事業 国の「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」の推進に協力するため、新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、計画的な坑道開発による採炭体制の維持を促進し石炭鉱業の安定を図る。</p>	<p>道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社</p>	<p>次に掲げる新たな坑道開発に伴う坑道採炭設備に必要な設備等機器の更新に要する経費 (1) 採炭に必要とされる機器 (2) 切羽維持のため必要とされる機器</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>5 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>平成31年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者(ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。)</p>	<p>介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人件費(退職金を除く。) (2) 教育研究・管理経費(食糧費を除く。) (3) 設備関係経費 (4) 借入金等利息</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p>		